

西淀川区と民間企業等との共創に関する提案募集実施要領

第1 趣旨

多様化する区民ニーズに対応する新たな政策展開の手法として、民間企業等（「第3」「(1)」、「(2)」及び「(3)」に該当するもの）から、地域の活性化、公共サービスの充実に資する事業に関する提案を募集するため、「西淀川区と民間企業等との共創に関する提案募集実施要領」を定める。

第2 基本的な考え方

多様化・細分化する地域住民のニーズに対応するためには、民間企業等が有する資源（アイデア、ノウハウ、資金等）と区が持つ情報やネットワーク、人的資源を結びつけることで、地域の活性化、公共サービスの充実や区が進める施策の効果的な展開を図る必要がある。

そこで区として共創を推進する項目を提示し、西淀川区の活力ある豊かな地域社会の形成と発展に寄与することを目的として取り組む民間との共創を推進するものである。

第3 民間企業等の要件

提案事業の主催者、共催者及び協力団体について、次のとおりとする。

(1) 定義

ア 主催者

提案事業の企画立案から運営・実施まで主体となって責任を持つ組織や団体。

イ 共催者

主催者と同等、あるいはそれに近い形で提案事業の運営・実施に関わり、責任や権限を分担する組織や団体。

ウ 協力団体

提案事業の運営をサポートする立場の組織や団体。人的支援、場所の提供、宣伝・広報など何らかの協力をを行う組織や団体。

(2) 主催者、共催者及び協力団体が次のいずれかに該当するものであること

ア 公共的団体、公益法人及びこれに準ずる団体

イ 学校及び学校の連合体

ウ 民間企業及び民間団体等

(3) 主催者、共催者及び協力団体が次のいずれにも該当するものであること

ア 存在が明確であり、提案事業遂行能力が十分であること

イ 政治団体、宗教団体及びこれに類する団体でないこと

ウ 団体としての組織をそなえ、多数決原理が行われ、構成員の変更にかかわらず団体そのものが存在し、その組織において代表の方法、総会の運営、財産の管理等団体としての主要な点が確定していること

エ 主催者、共催者及び協力団体である団体の代表者及び役員、並びに提案事業に従事する者が、大阪市暴力団体排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと

オ 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団でないこと

第4 提案事業についての要件

(1) 提案事業の許可基準について次のいずれにも該当するものであること

- ア 目的が地域コミュニティの活性化、社会教育、地域福祉、芸術、文化、スポーツ、防犯、防災等の振興に寄与するものであること
- イ 広く一般市民を対象とするものであること
- ウ 営利、宣伝等を目的とせず、特定団体に利害が及ぼないものであること
- エ 参加料等を徴収する場合は、その額が社会通念上相当額とかけ離れたものでないことに加えて収支の均衡が保たれていること
- オ 事業の実施にあたり、公衆衛生や災害、事故の防止に十分な措置を講ぜられていること
- カ 政治的、宗教的、または特定の社会問題についての主義・主張を目的に行わないもの、その他人権侵害や公の秩序または善良の風俗に反するものでないこと
- キ その他、区長が特に必要と認めるもの

(2) 共創で進める事業項目

西淀川区が民間企業等に対して共創を呼びかける事業については、別表「民間企業等と共に創で進める事業項目」に掲げるとおりとする。

第5 共創事業の進め方

1 応募

共創事業の実施を希望する民間企業等は、その提案内容について、次のとおり提出することとする。

(1) 提案方法

次の関係書類を、電子メール、FAX、郵送により提出する。

ア 「西淀川区と民間企業等との共創に関する提案シート」

イ 主催者、共催者及び協力団体に関する書類

(定款、会則、役員名簿、その他確認できる書類)

ウ 事業計画書（開催要領等）

エ 収支予算書

オ その他区長が必要と認める書類

但し、同団体が翌年度以降に同事業を実施するにあたり、内容に変更が無い場合は、添付書類の提出を省略することができる。

(2) 提出先

〒555-8501 大阪市西淀川区御幣島1丁目2番10号

ア 複数の項目にわたる連携の場合

担当：西淀川区役所区政企画課

電話番号：06-6478-9683

ファックス：06-6477-0635

電子メール：tk0011@city.osaka.lg.jp

イ 別表に掲げる項目に関する事業の場合

別表「民間企業等と共に創で進める事業項目」に掲げる各項目の所管担当に直接申し込むこととする。

(3) 募集期間

提案募集の受付期間は通年とする。

ただし、本要領に基づく共創事業の実施については、令和8年3月31日までとする。

第6 提案の事業化

(1) 事業化の可否の判断

民間企業等からの提案は、各事業の所管担当等において、第3、第4の要件について、第5に定める関係書類により、事業実施の可否について判断する。

なお、事業化が可能と判断されるもの、または事業化の可否判断のために確認等が必要なものについては、提案企業等と具体的な協議を行ったうえで決定する。

また、その他必要に応じて、区長により事業実施の可否を判断する。

(2) 提案及び事業化にあたっての留意点

事業は、提案する民間企業等が実施主体となるものとし、区の支出を伴わないものとする。

(3) 協定の締結

区及び民間企業等は、必要に応じ、連携に関する協定を締結することができる。

第7 公表・広報等

区と民間企業等の協働実施が決定した事業については、区のホームページや広報紙等を活用して、広く周知を図る。

民間企業等と共に創で進める事業項目

番号	項目	所管担当
1	大野川緑陰道路の活性化	区政企画課
2	市民芸術文化活動の推進	
3	広報の強化	
4	住民のデジタル活用の推進	
5	災害時支援の強化	防災安全課
6	地域防犯力の強化	
7	特定空家対策	
8	緑化推進	地域支援課
9	環境美化の推進	
10	教育	保健福祉課（こども福祉）
11	子育て支援	
12	快適で満足できる待合スペースの環境づくり	総務課 窓口サービス課

別添

「西淀川区と民間企業等との共創に関する提案シート」

令和 年 月 日

提案企業等 <input type="checkbox"/> 主催 <input type="checkbox"/> 共催 <input checked="" type="checkbox"/> 協力	<住所> <名称> <代表者氏名> <input checked="" type="checkbox"/> 「西淀川区と民間企業等との共創に関する提案募集実施要領」の第3、第4の要件を満たしています。 また、第5、第6の内容を確認し、同意します。		
連絡責任者	(所属)	(役職)	(氏名)
責任者所在地			
電話番号		FAX番号	
E-mail アドレス			

事業項目 ※該当番号に○をつけてください。	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12
事業名	
提案内容 ※提案される共創事業の目的や内容について、できる限り具体的に記載願います。	
事業実施希望時期	
事業の具体化に向けた区への要望等	

※提案内容については、区の広報紙やホームページなどで公表します。

※提出にあたっては、別紙の記載方法を参照してください。

別紙 「西淀川区と民間企業等との共創に関する提案シート」の記載方法

① 提案者について

提案される企業・団体の住所、名称及び代表者氏名の記載をお願いします。

また、提案内容に関する連絡責任者の所属・役職・氏名及び連絡先の記載をお願いします。

(記載例)

提案企業等	<住 所> 大阪市〇〇区〇〇〇〇〇 <名 称> 株式会社〇〇〇〇 <代表者氏名> 代表取締役 〇〇〇〇 <input checked="" type="checkbox"/> 「西淀川区と民間企業等との共創に関する提案募集実施要領」の第3、第4の要件を満たしています。 また、第5、第6の内容を確認し、同意します。		
連絡責任者	大阪支社営業部 部長 〇〇〇〇		
責任者所在地	大阪市〇〇区〇〇〇〇〇		
電話番号	06-〇〇〇-〇〇〇〇	FAX番号	06-〇〇〇-〇〇〇〇
E-mail アドレス	〇〇〇〇@〇〇〇〇.co.jp		

※ 提案シートとともに、次の書類等の提出をお願いする場合があります。

- ・主催者、共催者及び協力団体に関する書類
(定款、会則、役員名簿、その他確認できる書類)
- ・事業計画書(開催要領等)
- ・收支予算書
- ・その他区長が必要と認める書類

② 提案内容等について

「事業項目」

別表「民間企業等と共創で進める事業項目」の中から選んで該当番号を〇で囲ってください。

「提案内容」

次の点について留意して記載願います。

○提案される共創事業の目的の明確化及び公共性の説明

○共創事業における提案者と区の役割分担

※ 添付資料がある場合には、A4版2枚以内で添付願います。

「事業実施希望時期」

具体的に希望する時期がある場合、時期をご記入ください。

「事業の具体化に向けた区への要望等」

区への要望等がある場合、上記の提案内容における役割分担を踏まえて具体的に記載願います。なお、事業は、提案する民間企業等が実施主体となり、区の支出を伴わないものとなりますので、留意願います。

※提案された内容は、西淀川区役所で検討の上、事業化が可能と判断されるものについて、提案企業等と具体的な協議を行っていきます。採用できない場合もありますのでご了承ください。